

居宅介護支援事業運営規程

第1条（事業の目的）

利用者が可能な限り居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 前条の目的を達成するため、居宅介護支援のサービス提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に行うものとする。
- 2 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の要介護状態等の軽減、悪化の防止及び予防に努める。
- 3 事業の運営にあたっては、関係市町村及び他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションほっと
- (2) 所在地 宇都宮市竹林町958

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

- 1 居宅介護支援事業のために次の職員を置く。
 - (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
 - (2) 介護支援専門員 1名以上（管理者と兼務）
1名（同一敷地内の他の事業と兼務）
- 2 職員の職務を次のとおり定める。

管理者は、従事者の管理及び業務の管理を行う。

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

訪問看護ステーションほっとの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 但し、国民の祝日・創立記念日（5月30日）
年末年始（12月29日～1月3日まで）
第2土曜日は除く
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時まで
土曜日 午前9時～午後0時まで

第6条（事業の実施地域）

事業の実施区域は宇都宮市とする。但し、利用者に止むを得ない事情の有る場合には、この限りではない。

第7条（利用者）

居宅介護支援事業の利用者は介護保険法に規定する被保険者とし、1人の介護支援専門員の担当する利用者数は介護保険法に規定する標準数を上限とする。

第8条（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、利用者の同意を得て作成のうえ、介護支援専門員がサービスの提供に当たる。

- （1）利用者及び家族からの依頼を受けて、居宅において利用者及び家族に面談し、標準課題分析項目に準じたアセスメントを行ったうえで、指定居宅サービスの種類、内容及びサービス事業所等を定めた居宅サービス計画を作成する。
- （2）居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整等を行う。
- （3）介護支援専門員は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービスの担当者によるサービス担当者会議の開催、もしくはサービス担当者への照会及びICT機器を活用したインターネット会議等から居宅サービス計画原案について、専門的な意見を求める。
- （4）利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介及び入所に必要な連絡調整を行う。
- （5）居宅サービス計画書原案作成にあたり、利用者及び家族の意思に基づいたサービスを確保するため、複数の指定居宅サービス事業者の情報提供を求めることができるものとする。
- （6）利用者及び家族は、居宅サービス計画書に位置付けられた指定居宅サービス事業者の選定理由について、説明を求めることができるものとする。
- （7）介護支援専門員は特段の事情がない限り、少なくとも1か月1回以上は利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画に沿ったサービスが適切に行われているか確認する。
- （8）利用者が入院した時は医療機関と連携を図るため、担当介護支援専門員は利用者の同意を得て、必要な情報提供を行う。
- （9）医療系サービスの利用を希望する場合は、利用者及び家族の同意を得て主治医の意見を求める。
- （5）前項の他、居宅サービス計画の達成に必要なサービスの提供を行う。

第9条（利用料）

- 1 利用料は厚生労働大臣の定める介護報酬の額とする。利用料については、支援活動を行う前に利用者又はその家族に対し、その内容及び費用についての説明を行い、理解を得るものとする。
- 2 第6条に規定する地域を越えて指定居宅介護支援を行った場合、それに要した費用は、その実費を請求する。

第10条（契約終了）

- 1 利用者は契約の終了する日以前に事業者申し出るにより契約を終了することができる。

- 2 事業者は止むを得ない事情がある場合には、利用者に対し理由を明示した文書を通知することにより、1ヶ月間の予告期間をおいてこの契約を終了することができる。
- 3 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月間滞納した場合には、事業者は1ヶ月間の予告期間をおいてこの契約を終了することができる。
- 4 次の事由に該当する場合は、この契約は自動的に終了する。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）もしくは要支援状態と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合
 - (4) 利用者から解約の申し出があった場合
 - (5) 事業者が事業所を閉鎖した場合

11条（賠償責任）

事業者は居宅介護支援をおこなううえで事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者及び従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、利用者及び家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いない。

第13条（相談・苦情の対応）

- 1 利用者及び家族は提供されたサービスに苦情の有る場合には、苦情申立機関に対して申し立てることが出来る。
- 2 事業者は利用者及び家族から苦情の申立があった場合には、速やかに対処し改善に努めなければならない。

第14条（サービス提供の記録作成及び保存）

- 1 事業者は居宅介護支援を提供する度に提供日、内容等の必要事項について、所定の記録を行う。
- 2 事業者は記録を整備し、居宅介護支援終了の日から5年間保存する。
- 3 利用者が書面にて申し出た場合には記録を閲覧することができる。但し、閲覧にかかわる費用は利用者の負担とする。

第15条（虐待の防止）

事業者は利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、看護職員等に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
また適切に実施するための担当者をおくものとする。

第16条（身体拘束の防止）

- 1 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- 2 やむなく身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第17条（実施規定）

この規程に定めるもののほか、居宅介護支援事業の運営に必要な事項については栃木県済生会宇都宮病院の規定を適用して運営する。

附則 この規程は、	平成12年12月15日から施行する。
附則 この規程は、	平成16年 5月 1日から施行する。
附則 この規程は、	平成16年10月12日から施行する。
附則 この規程は、	平成17年 5月 1日から施行する。
附則 この規程は、	平成18年 8月 1日から施行する。
附則 この規程は、	平成19年 2月 1日から施行する。
附則 この規程は	平成19年 9月 1日から施行する。
附則 この規程は、	平成21年 3月 1日から施行する。
附則 この規程は、	平成24年 4月 1日から施行する。
附則 この規程は、	令和 3年 1月 1日から施行する。
附則 この規程は、	令和 3年 4月 1日から施行する。
附則 この規程は、	令和 6年 4月 1日から施行する。